

子ども・文教委員会委員長報告

子ども・文教委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、甲第101号議案 令和6年度岡山市一般会計補正予算（第2号）について、ほか5件の議案についてであります。

これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、甲第137号議案 事業契約の締結については、一部の委員から反対があり、賛成多数で、その他の議案については、いずれも全会一致で原案のとおり可決並びに同意すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において特に議論となりました点についてご報告申し上げます。

まず、甲第107号議案 岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ほか関連する甲第108号議案、109号議案、110号議案についてであります。

これらは、国の関係政令の一部改正により、保育所や幼保連携型認定子ども園など各教育保育施設において従事する職員等の数を定めた規定のうち、満4歳以上の幼児の職員配置基準を30対1から25対1へ、満3

歳児の職員配置基準を20対1から15対1へ改正するものであります。

委員から、経過措置として従前の基準で職員配置できるとあるが、当面とはどういう意味なのかを国へよく確認し、保育の需要を予測したうえで、目安となる年数を定めて、計画を立てるべきではないか、との意見があり、当局から、急な職員配置の見直しは、定員にも影響が出るので、保育の需要と供給の計画を立てていく中で、実態も把握しながら検討してまいりたい、との答弁がありました。

次に、甲第137号議案 事業契約の締結についてであります。

これは、建築後約50年を経過し老朽化している、中区赤田の岡山学校給食センターの代替施設として、中区海吉に新岡山学校給食センター（仮称）を移転新築する事業の契約であり、契約期間は、議決の日から、設計・建設期間が約2年間、運営・維持管理は15年間の令和23年8月末までであります。

委員から、契約の相手方の財務状況の調査など、契約期間中の破綻リスクなどの確認はどのように行うのか、との質問があり、当局から、経営状況など、市の方できめ細かく状況確認を行い、業者からの申し出なども状況に応じて対応し、給食の提供に影響がないよう、適切に対応していきたい、との答弁がありました。

以上、本委員会における審査の過程をご報告いたしましたが、このほかにも審査の過程でさまざまな意見や要望が出されました。

当局におかれましては、本委員会でも出された意見や要望に十分留意さ

れ、事務事業の執行に当たられますよう申し添え、子ども・文教委員会の報告を終わらせていただきます。